

「みんなに男女共同参画」提案事業実施要項

1 目的

男性も女性も県民一人ひとりが、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場で、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画でつくる元気な和歌山」を実現するため、県内のNPOなど地域で活動している団体・グループ等（以下「地域活動団体」という。）が、男女共同参画の推進を目指す事業を実施することにより、地域の課題解決の取り組みが一層進み、より多くの県民に男女共同参画の理解が深まることを目的とする。

2 主催

和歌山県

3 事業概要

地域活動団体から男女共同参画に向けた取組みを推進する提案事業（以下「提案事業」という。）を募集する。優秀な提案事業については、当該提案を行った団体に事業委託を行う。

4 委託費

1事業に対する委託費は5万円を上限とする。

5 募集要件

（1）募集する提案事業のテーマ

- ア 政策・方針決定過程での女性の参画の拡大
- イ 働く場と家庭における男女共同参画の推進
- ウ ささまざまな分野における男女共同参画の推進
- エ 男女間のあらゆる暴力の根絶
- オ 男女が互いの性を尊重する意識づくり
- カ 困難な状況に置かれている人への支援

（2）提案事業の内容

- ア 幅広く県民に男女共同参画の理解が得られる提案事業であること。
- イ 営利を目的とした提案事業でないこと。
- ウ 令和6年2月29日までの間に完了するものであること。

（3）応募資格

以下の要件を満たす者であること。

- ア 県内に事務局のある地域活動団体（構成員が5人以上からなるボランティア団体、グループを含む。）であること。
- イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした地域活動団体でないこと。
- ウ 特定の公職者（候補者を含む。）、または政党を推薦・支持・反対することを目的とした地域活動団体でないこと。
- エ 暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

6 提案事業の選考基準

提案事業の採否にあたっては、以下の項目を重視し審査の対象とする。

- ア (有効性) 地域の男女共同参画の課題への解決に効果が期待できるものである。
- イ (独創性) 男女共同参画分野の取組として、独創性のある提案内容である。
- ウ (県民参加) 男女共同参画分野の取組として、幅広い県民の参加が期待できるものである。
- エ (発展性) 他の地域団体や行政、企業等との連携・交流を促進し、地域活動団体自身の男女共同参画分野における発展、成長につながるものである。
- オ (見積金額の妥当性) 事業実施のための費用の算出が適正である。

7 応募及び選考方法、事業実施等

- (1) 事業の提案を行おうとする団体は、「みんなに男女共同参画」提案事業企画提案書(別記第1号様式)(以下「提案書」という。)及び見積書(別記第2号様式)を、募集期間内に県男女共同参画センター(以下「センター」という。)へ提出する。
提案書の提出は、直接センターに提出する方法のほか、郵送や電子メールによる提出も受け付ける。
- (2) 県は提案書提出の締切後、別に定める選考会議において提案事業の採否を決定する。
- (3) 県は採否の結果を提案書提出団体に通知する。
- (4) 提案事業が採択された団体(以下「委託団体」という。)は、事業の実施にあたり必要に応じセンターと打合せを行い、場合によっては提案事業を一部修正した上で、県と事業委託契約を締結する。
- (5) 県は事業実施について、センターのホームページ上で広報を行うほか県内関係公共施設等へ広報を行う。また事業実施後においては、センターのホームページ上で実施報告を行う。
- (6) 事業の効果を測定するため、委託団体は事業実施直後に参加者に対してアンケート調査を行う。
- (7) 委託団体は事業の実施終了後1か月以内に事業実施報告書(別記第3号様式)をセンターに提出する。

8 募集期間

令和5年6月1日から令和5年7月20日(必着)

9 採択提案事業数

概ね5事業を採択する。

10 提案書の提出先及び問い合わせ先

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛9階

和歌山県男女共同参画センター “りいぶる” 企画課

電話 073-435-5245 FAX 073-435-5247

メールアドレス e0315011@pref.wakayama.lg.jp